

Information 広場

公共職業訓練の実施

【訓練期間】

7月1日(水)

～12月25日(金)

【訓練科】

電気設備技術科

13名

ビル管理技術科

15名

【訓練時間】

午前9時20分～午後3時40分

【会場】

ポリテクセンター秋田(潟上市)

【募集期間】

5月7日(木)～5月29日(金)

【受講料】

無料(テキスト代等は自己負担)

【応募資格】

ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・技能を身につけて再就職を希望される方

【お問い合わせ先】

秋田職業能力開発促進センター

(ポリテクセンター秋田)

☎018(873)3178

ひきこもりに関する巡回相談

【日時】

8月21日(金)

午前10時30分

～午後2時30分

【場所】能代保健所

【対象】

18歳以上のひきこもり状態にあるご本人やそのご家族など

【申込】

要予約 先着4名まで

平日午前10時～午後4時まで受付。匿名可。

【申込・お問い合わせ先】

秋田県ひきこもり相談

支援センター

☎018(831)2525

住宅のリフォーム・増改築に要する費用の助成

【子育て支援】

持ち家型：18歳以下の子2人以上と同居する親子世帯に、補助対象工事費の20%、最大40万円を補助

中古住宅購入型：18歳以下の子と同居する親子世帯に、補助対象工事費の30%、最大60万円を補助

【移住者支援】

(移住後3年以内の方)

定着回帰型：実家に戻る移住世帯等に補助対象工事費の20%、最大40万円を補助

中古住宅購入型：購入した中古住宅を改修する移住世帯に、補助対象工事費の30%、最大60万円を補助

【お問い合わせ先】

山本地域振興局建築課

☎(52)6103

第十一回 特別弔慰金 請求手続きのご案内

特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

【支給対象者】 令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【留意事項】・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

・請求窓口の混雑が予想されます。お時間を要しますので、来庁される前に電話でのお問い合わせをおすすめします。

【お問い合わせ・請求窓口】藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113